



第74回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2020年9月29日（火曜日）午前10時

受付開始：午前9時30分

※受付開始時間が昨年とは異なります。

開催場所

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア

地下1階 ソリッドスクエアホール

議案

第1号議案 剰余金の配当に関する件

第2号議案 取締役10名選任の件

株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り事前の議決権行使にご協力いただき、当日の来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2020年9月28日（月曜日）午後6時まで

お土産の廃止について

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取りやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 9028

2020年9月10日

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館

株式会社ゼロ

代表取締役社長 北村 竹朗

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、可能な限り当日のご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2020年9月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2020年9月29日（火曜日）午前10時 （受付開始：午前9時30分）※受付開始時間が昨年とは異なります。
2 場 所	川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア 地下1階 ソリッドスクエアホール （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第74期（2019年7月1日から2020年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第74期（2019年7月1日から2020年6月30日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当に関する件 第2号議案 取締役10名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日はノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<http://www.zero-group.co.jp>)

本総会における新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社第74回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い

- (1) 本株主総会への出席を見合わせた場合であっても、同封の議決権行使書用紙によって株主様の議決権を行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。議決権行使書用紙による議決権の行使方法の詳細は、同用紙の記載をご参照ください。【議決権行使期限】2020年9月28日(月)午後6時(到着分)まで
- (2) 本株主総会への出席をご検討されている株主様には、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。また、ご高齢の方、既往症のある方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海外渡航されていた方は、本株主総会への出席を見合わせることをご検討ください。

2. 本株主総会における当社の対応について

- (1) 例年よりも縮小した規模での開催となります。
- (2) 株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数を確保できない可能性がございます。座席数を超える来場がある場合、入場を制限させていただく場合がございます。
- (3) 株主総会にご出席の株主様へのお飲み物のご用意はございません。
- (4) 登壇役員、会場スタッフはマスク着用で対応させていただく予定ですので、予めご了承ください。
- (5) 入場の際にはマスク着用の上、受付設置の消毒用アルコール液をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- (6) 当日は、会場受付にて体温測定をお願いする場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された株主様の入場を制限させていただく場合がございます。
- (7) 会場において体調不良を感じた株主様は会場スタッフにお申し出ください。また、体調不良と見受けられる株主様へ会場スタッフがお声がけすることがございます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、変更後の事項を当社ウェブサイト(<http://www.zero-group.co.jp>)にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。(ご捺印は不要です)

日時
2020年9月29日(火曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください)



議決権行使期限

2020年9月28日(月曜日)午後6時まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書		
こちらを切り取って ご返送ください。		各議案の賛否を ご記入ください。

第1号議案について

賛成の場合 → **賛** に○印

反対の場合 → **否** に○印

第2号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に → **賛** に○印をし、反対する候補者
反対の場合 番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当に関する件

剰余金につきましては、当社の利益配分の基本方針に沿って、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 配当財産の種類 | 金銭 |
| 2. 配当財産の割当に関する事項
およびその総額 | 当社普通株式1株につき金 20円60銭
総額は 347,263,944円 |
| 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2020年9月30日 |

第2号議案

取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	属性
1	きたむら たけお 北村 竹郎	代表取締役社長	一般社団法人日本陸送協会会長	再任
2	しばさき やすお 柴崎 康男	代表取締役副社長	安全・品質本部長 OEMサービス本部長	再任
3	よしだ まもる 吉田 衛	取締役	整備事業本部長	再任
4	おぐら のぶまさ 小倉 信祐	取締役	営業本部長	再任
5	たかはし としひろ 高橋 俊博	取締役	グループ戦略本部長	再任
6	タン・エンスン	取締役	タンチョンインターナショナルリミテッド会長 ゼニスロジスティックスピーティーイーリミテッド代表取締役	再任
7	グレン・タン	取締役	タンチョンインターナショナルリミテッド 副会長兼マネージングディレクター	再任
8	かまた まさひこ 鎌田 正彦	社外取締役	SBSホールディングス株式会社代表取締役社長	再任 社外
9	かみむら としゆき 上村 俊之	社外取締役	クリフィックス税理士法人社員 公認会計士、税理士 株式会社MS&Consulting社外取締役	再任 社外 独立
10	わだ よしゆき 和田 芳幸	社外取締役	和田会計事務所代表 公認会計士 株式会社フォーバルテレコム社外取締役 株式会社キャリアデザインセンター社外取締役 株式会社LIXILビバ社外取締役	再任 社外 独立

候補者番号

1

きた むら たけ お
北村 竹郎 (1954年10月27日生)

所有する当社の株式数…………… 2,600株

再任

【略歴、当社における地位、担当】

1978年 4月	日産自動車株式会社入社	2006年 9月	当社取締役経営企画部長
2000年 4月	北米日産会社副社長	2013年 7月	当社取締役海外事業企画部長
2003年 4月	日産自動車株式会社グローバルNSSW本部副本部長	2014年 8月	当社代表取締役社長 (現任)
2006年 4月	当社入社、執行役員	2019年 7月	一般社団法人日本陸送協会会長 (現任)
2006年 7月	当社執行役員経営企画部長		

【重要な兼職の状況】

一般社団法人日本陸送協会会長

取締役候補者とした理由

自動車業界で培った豊富な業務経験と高い知見をもとに、当社では2006年より取締役として企業経営に従事し、2014年の代表取締役社長就任以降、適切に職務を遂行しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

しば さき やす お
柴崎 康男 (1956年 8月31日生)

所有する当社の株式数…………… 1,000株

再任

【略歴、当社における地位、担当】

1979年 4月	日産自動車株式会社入社	2016年 7月	当社安全・品質本部長兼TQM推進部長
2003年 4月	同社SCM本部車両・部品物流部長	2016年 9月	当社代表取締役副社長 (現任)
2006年 4月	同社生産事業本部生産管理部長	2017年 7月	当社安全・品質本部長兼管理本部長
2011年 4月	タイ日産自動車副社長	2017年 9月	当社安全・品質本部長 (現任)
2014年 4月	日産自動車九州株式会社代表取締役社長	2018年 7月	当社OEMサービス本部長 (現任)
2016年 4月	当社入社		

取締役候補者とした理由

自動車業界で培った豊富な業務経験と高い知見をもとに、当社では2016年の代表取締役副社長就任以降、適切に職務を遂行しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

よし だ
吉 田

まもる
衛

(1958年2月28日生)

所有する当社の株式数……………

0株

再任

〔略歴、当社における地位、担当〕

1981年4月	日産自動車株式会社入社	2012年4月	日産プリンス埼玉販売株式会社常務執行役員
2001年4月	カナダ日産自動車会社社長	2013年4月	当社入社、執行役員経営企画部長
2002年9月	日産自動車株式会社中国事業室主管	2013年9月	当社取締役経営企画部長
2003年9月	東風汽车有限公司副総裁兼東風日産乗用車公司総経理	2015年2月	当社取締役経営企画部長兼関係会社部長
2007年4月	株式会社オーテックジャパン代表取締役社長	2015年7月	当社取締役整備事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

自動車業界で培った豊富な業務経験と高い知見をもとに、当社では2013年の取締役就任以降、適切に職務を遂行しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

お ぐら
小 倉

のぶ まさ
信 祐

(1963年6月16日生)

所有する当社の株式数……………

0株

再任

〔略歴、当社における地位、担当〕

1987年4月	株式会社オートラム入社	2012年6月	当社執行役員営業本部副本部長
2007年4月	当社入社	2014年8月	当社執行役員営業本部長
2009年3月	当社東日本営業部長	2017年9月	当社取締役営業本部長（現任）
2012年2月	当社営業本部副本部長		

取締役候補者とした理由

自動車業界で培った豊富な業務経験と高い知見をもとに、当社では2017年の取締役就任以降、適切に職務を遂行しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

たか はし とし ひろ
高橋 俊博 (1969年8月16日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

再任

[略歴、当社における地位、担当]

1994年4月	株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2016年7月	当社執行役員グループ戦略本部長
2005年7月	株式会社JBFパートナーズ ディレクター	2017年9月	当社取締役グループ戦略本部長（現任）
2015年7月	当社入社、執行役員経営企画部長		

取締役候補者とした理由

金融業界で培った豊富な業務経験と高い知見をもとに、当社では2017年の取締役就任以降、適切に職務を遂行しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

タン・インスン (1948年8月6日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

再任

[略歴、当社における地位、担当]

1989年2月	タンチョンモーターグループ代表	2004年9月	当社取締役（現任）
2004年7月	ゼニスロジスティックスピーティーイーリミテッド 代表取締役（現任）	2005年11月	タンチョンインターナショナルリミテッド会長（現任）

[重要な兼職の状況]

タンチョンインターナショナルリミテッド会長
ゼニスロジスティックスピーティーイーリミテッド代表取締役

取締役候補者とした理由

親会社であるタンチョンインターナショナルリミテッドの会長であり、タンチョンインターナショナルグループの経営戦略の立場から、当社の経営に関する適切な助言・監督等を行っております。今後も業務を執行しない取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

7

グレン・タン (1978年2月25日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

再任

【略歴、当社における地位、担当】

2001年9月	タンチョンモーターグループ入社	2017年8月	タンチョンインターナショナルリミテッド マネージングディレクター
2009年7月	タンチョンインターナショナルリミテッド取締役		
2014年9月	当社取締役 (現任)	2018年9月	同社副会長兼マネージングディレクター (現任)

【重要な兼職の状況】

タンチョンインターナショナルリミテッド副会長兼マネージングディレクター

取締役候補者とした理由

親会社であるタンチョンインターナショナルリミテッドの副会長兼マネージングディレクターであり、タンチョンインターナショナルグループの経営戦略の立場から、当社の経営に関する適切な助言・監督等を行っております。今後も業務を執行しない取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

8

かま た まさ ひこ
鎌田 正彦 (1959年6月22日生)

所有する当社の株式数…………… 1,800株

再任

社外

【略歴、当社における地位、担当】

1987年12月	株式会社関東即配 (現SBSホールディングス株式会社) 取締役	2004年9月	当社社外取締役 (現任)
1988年3月	同社代表取締役社長 (現任)		

【重要な兼職の状況】

SBSホールディングス株式会社代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

物流業界における企業経営者としての豊富な知識・経験等を活かし、当社では2004年に社外取締役に就任以降、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に際して適切に職務を遂行しております。今後も十分にその役割を果たしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

9

かみ むら とし ゆき
上村 俊之 (1971年1月16日生)

所有する当社の株式数……………

0株

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位、担当】

1993年4月	中央新光監査法人入所	2008年1月	クリフィックス税理士法人社員（現任）
1995年4月	公認会計士登録	2011年9月	当社社外監査役
2004年7月	中央青山監査法人社員	2014年9月	当社社外取締役（現任）
2007年1月	クリフィックス税理士法人入所	2016年6月	株式会社MS&Consulting社外取締役（現任）
2007年12月	税理士登録		

【重要な兼職の状況】

クリフィックス税理士法人社員
株式会社MS&Consulting社外取締役

社外取締役候補者とした理由

公認会計士および税理士としての豊富な知識・経験等を活かし、独立した立場から当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に際して適切に職務を遂行しております。今後も十分にその役割を果たしていただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

10

わ だ よし ゆき
和田 芳幸 (1951年3月2日生)

所有する当社の株式数……………

0株

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位、担当】

1974年4月	クーパーズアンドライブランド会計事務所入所	2014年9月	当社社外監査役
1977年6月	監査法人中央会計事務所入所	2015年6月	株式会社フォーバルテレコム社外取締役（現任）
1978年9月	公認会計士登録	2015年12月	株式会社キャリアデザインセンター社外取締役（現任）
1985年8月	監査法人中央会計事務所社員	2016年6月	株式会社LIXILビバ社外取締役（現任）
1988年6月	同所代表社員	2016年8月	和田会計事務所代表（現任）
2000年7月	中央青山監査法人事業開発本部長	2017年9月	当社社外取締役（現任）
2003年5月	同監査法人事業開発担当理事		
2007年8月	太陽ASG監査法人（現太陽有限責任監査法人） 入所、代表社員		

【重要な兼職の状況】

和田会計事務所代表
株式会社フォーバルテレコム社外取締役
株式会社キャリアデザインセンター社外取締役
株式会社LIXILビバ社外取締役

社外取締役候補者とした理由

公認会計士としての豊富な知識・経験等に加え、複数の企業で社外取締役に就任されており、独立した立場から当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に際して十分な役割を果たしていただけるものと考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 鎌田正彦氏、上村俊之氏および和田芳幸氏は、社外取締役候補者であります。
 - 上村俊之氏および和田芳幸氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、両氏の選任理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - 鎌田正彦氏、上村俊之氏および和田芳幸氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって鎌田正彦氏が16年、上村俊之氏が6年および和田芳幸氏が3年となります。
 - 取締役候補者タン・エンスン氏およびグレン・タン氏は、前記【略歴、当社における地位、担当】および【重要な兼職の状況】に記載のとおり、現に当社の親会社であるタンチョンインターナショナルリミテッドの業務執行者であり、かつ、過去5年間にわたりも業務執行者でありました。
 - 当社は、取締役上村俊之氏および和田芳幸氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
 - 当社は、タン・エンスン氏、グレン・タン氏、鎌田正彦氏、上村俊之氏および和田芳幸氏の各取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役について、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。当該5名の取締役候補者各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告 (2019年7月1日から2020年6月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、第2四半期会計期間まで緩やかな回復基調が続き、堅調な雇用と所得環境を受けて個人消費も改善しておりましたが、第3四半期会計期間以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、景気の下押し圧力が強い状況であり、かつ個人消費も弱い動きを見せており、先行き不透明な状況にあります。

国内の自動車市場におきましても、新車販売台数合計は前連結会計年度（以下、前期という）比で87.8%（日本自動車工業会統計データ）と減少いたしました。第1四半期連結会計期間は消費税増税前の駆け込み需要が発生したことに伴い前年同四半期連結会計期間比108.1%と増加したことに対して、第2四半期連結会計期間は駆け込み需要の反動や自然災害の影響により前年同四半期連結会計期間比83.7%と大幅な減少に転じ、第3四半期連結会計期間は新型車発売の効果があったものの増税による消費意欲減退の継続に加えて新型コロナウイルス感染症拡大の影響が出始めたことにより前年同四半期連結会計期間比89.8%と二桁減が続いた後、第4四半期連結会計期間は日本政府の緊急事態宣言発令による外出自粛および消費抑制のため、前年同四半期連結会計期間比68.2%まで落ち込みました。中古車登録台数でも同様の動きが見られましたが、こちらは前期比で98.0%と微減に留まっております。

新型コロナウイルスの影響が顕著であった第4四半期連結会計期間において、新車販売台数の不振を受けて車両輸送および納車前整備点検の受託台数が落ち込んだことに加えて、中古車輸出事業の主力輸出先であるマレーシアにおいて、ロックダウンが発令された影響で輸出台数が抑制されました。またヒューマンリソース事業でも派遣先における雇い止めの影響を受けております。

それらの結果、当社グループの業績は、売上収益895億1百万円（前期比99.2%）、営業利益36億75百万円（前期比111.2%）となりました。また、税引前利益は36億79百万円（前期比111.7%）となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は23億74百万円（前期比143.2%）となりました。

	第73期 (2019年6月期)	第74期 (2020年6月期)	前連結会計年度比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上収益	90,228	89,501	△0.8%
営業利益	3,305	3,675	11.2%
税引前利益	3,294	3,679	11.7%
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,658	2,374	43.2%

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

セグメント別の業績は次のとおりであります。

自動車関連事業 売上収益 64,675百万円

主幹事業である車両輸送事業は、2019年8月中旬より三菱自動車工業株式会社の完成車輸送を開始したことに加えて、大手中古車業者に対して積極的な営業活動を展開したことにより売上収益拡大に努めましたが、日産自動車株式会社の販売減少に伴い同社向けの売上収益が減少したことに加えて、第4四半期連結会計期間における新車販売台数減少の影響を受けて車両輸送受託台数も落ち込んだことから、減収となりました。また中古車輸出事業は第4四半期連結会計期間にマレーシアでロックダウンが発令されたことから輸出台数が抑制されましたが、第3四半期連結累計期間まで同国向けが好調に推移した結果、増収となりました。これらの結果、自動車関連事業全体では減収となりました。

車両輸送事業における地域ブロック化の完了を機に協力会社を含めた輸送体制の再編を加速させ、計画的な配車の実現や全国物流網の最適運営を目指すとともに、コスト管理の徹底に取り組んでおります。一方、働きがいのある会社作りと総労働時間の削減に向けた働き方改革の取り組み推進、ドライバー不足に対応するための労務費と採用費用の増加、輸送機材の増車と老朽化対応による車両費の増加という経営課題がある中で、2019年1月より輸送料金改定を実施したことに加えて、実際の耐用年数に合わせるべく輸送機材の減価償却期間を見直したことや燃料費単価が前期より下落したことなどにより、自動車関連事業全体は増益となりました。

これらの結果、自動車関連事業全体の売上収益は646億75百万円（前期比98.3%）、セグメント利益は54億26百万円（前期比110.9%）となりました。

ヒューマンリソース事業 売上収益 18,603百万円

景気の回復に伴い労働需給が逼迫している中で、大都市部における採用難と人件費高騰は深刻化していることから、当社グループは大都市部からの地域シフトと地域毎の営業体制強化を推進し、商品ポートフォリオを戦略的かつ継続的に見直してまいりました。第4四半期連結会計期間に雇い止めの影響を受けたものの、第3四半期連結累計期間まで既存事業である送迎請負とドライバー派遣が堅調に推移したことに加え、新規参入した空港ビジネスが売上増加に寄与したことから増収になり、さらに昨年発生した一過性の求人広告費用がなくなったことに加えて、価格戦略の見直しが奏功して増益となりました。

これらの結果、ヒューマンリソース事業全体の売上収益は186億3百万円（前期比100.4%）、セグメント利益は6億50百万円（前期比207.6%）となりました。

一般貨物事業 売上収益 6,222百万円

運輸・倉庫事業は、第4四半期連結会計期間に一部顧客で荷量が減少したものの、住宅設備関係を取り扱っている顧客において、消費税増税の駆け込み需要があったことから増収となりましたが、港湾荷役事業は、石炭と自動車関連の荷役が減少したことによって減収となりました。また、CKD事業が立ち上がっており、売上増加に寄与していることから、一般貨物事業全体でも増収となりました。

運輸・倉庫事業は増収に伴い増益となりましたが、港湾荷役事業は減収によって減益となりました。また、CKD事業は立ち上げに関わる費用が引き続き発生しており、一般貨物事業全体では大幅に減益となりました。

これらの結果、一般貨物事業全体の売上収益は62億22百万円(前期比104.9%)、セグメント損失は1億88百万円(前期は1億50百万円のセグメント利益)となりました。

なお、上記セグメントに含まれていない全社費用(当社の管理部門に係る費用)等は22億12百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達の状況

当連結会計年度において、記載すべき重要な事項はありません。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は、総額30億45百万円で、その主なものは、営業車両の購入、および車両輸送拠点の建物、建物附属設備および舗装建設工事などです。

③事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(3) 財産および損益の状況

IFRS

区 分	第71期 (2017年6月期)	第72期 (2018年6月期)	第73期 (2019年6月期)	第74期 (2020年6月期)
売上収益 (百万円)	79,134	81,376	90,228	89,501
営業利益 (百万円)	5,630	4,116	3,305	3,675
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	3,455	2,129	1,658	2,374
基本的1株当たり当期利益	207円69銭	128円33銭	99円74銭	142円30銭
資産合計 (百万円)	38,007	38,290	39,554	44,514
資本合計 (百万円)	20,672	22,119	23,072	24,894

(注) 1. 基本的1株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第71期より、会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおける主幹事業の車両輸送は、消費税や自動車関係諸税の影響を受ける自動車販売市場の動向に左右され、人口減少による運転免許保有者の減少や自動車所有形態の変化などにより、長期的に見れば国内の自動車市場は縮小傾向にあります。

また物流業界におきましては、中長期的な原油価格の高騰リスク、労働需給逼迫による乗務員不足への対応、働き方改革法の施行など、引き続き厳しい事業環境が続くものと考えております。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新車販売台数の低迷、車両輸送受託台数の減少、中古車輸出台数の減少、派遣事業での雇い止め等、当社グループの売上収益にも影響が及んでおります。

このような環境の中で、当社グループは以下の課題に取り組み、力強い成長戦略を実現してまいります。

①輸送改革の推進

事業基盤の再構築の一環として地域ブロック化が完了いたしましたので、これによりグループが保有する輸送能力を見極め、既存の輸送戦力を最大活用できる最適な配置を進めるとともに、計画的な配車の実現により輸送効率を向上させてまいります。また顧客や地域の特性に応じた営業体制・輸送体制の構築に加えて、コスト管理の徹底をするとともに、請求・支払料金体系の包括的な見直しを進め、収益向上につなげてまいります。

自動車生産工場や中古車オークション会場の所在する地域は、多くの商品車を纏めて輸送するための戦力を配置する重要な拠点が存在しており、サービスセンターやディーラーまでの新車輸送や中古車オークション開催日前後の搬入搬出によって商品車輸送が集中します。サービスセンターや販売店からの復荷の有無によって輸送効率に差が生じ、また中古車オークション開催日とそれ以外の日で繁閑差があるため、不経済な回送や運休が生じないように輸送体制の最適化を進めてまいります。

②働き方改革の推進

働き方改革を推進して、業界ダントツの魅力ある会社、働きがいのある職場をつくり上げることで、乗務員や整備士の定着、従業員満足度の向上を促進してまいります。

法令順守に努めるとともに、総労働時間の短縮を推進するため、業務の簡素化および自動化、システム化によって負荷軽減に努めてまいります。業務プロセスをシンプルにすることや、分業およびアウトソースも併用することによって、業務量の削減と平準化を図り、労働環境や諸条件の改善を進めてまいります。

さらに新型コロナウイルスなどの感染症拡大や災害発生に備え、テレワークを推進してまいります。

③自動車周辺事業の拡大

車両輸送に依存しない事業ポートフォリオを構築するため、名義変更や登録代行、整備、自動車保管、オークション、中古車輸出などの自動車周辺事業を構築して、新規事業や新サービスを創出してまいります。またM&Aや事業譲受によって新しい領域への事業展開を進め、事業基盤をより強固なものとしてまいります。

④ヒューマンリソース事業・一般貨物事業の拡大

ヒューマンリソース事業におきましては、戦略的な営業活動および営業体制の強化により、少子高齢化や需要の多様化などによる、さまざまな企業のアウトソース需要を獲得し、また地方都市への展開などを行っております。

またオンデマンドモビリティ分野においてもドライバーの需要が高まっており、新規に契約を開始しております。

さらに従来の「ドライバー」を軸とした人材・サービスの提供に加えて、空港への人材・サービスの提供を開始しており、また今後は福祉・介護分野への人材・サービスの提供、外国人人材の育成、提供を検討してまいります。

一般貨物事業におきましては、港湾荷役事業と運輸・倉庫事業ともに既存顧客の要望に的確に応えるとともに新規顧客の獲得に努めることで事業の拡大を進めております。またグループ内における協業を推進することで、インフラやリソースを最大活用して、シナジー創出を進めてまいります。新規参入したCKD事業は、ASEAN域内の自動車需要および自動車供給体制に合わせた事業運営を進めてまいります。

⑤海外事業の拡大

自動車関連事業で長年培ってきた当社グループのサービス技術、ノウハウを海外の成長市場で展開しております。中国におきましては、2004年の進出以来、順調に事業を拡大し収益を上げております。ASEAN諸国におきましては、タンチョンインターナショナルリミテッドと協業して、車両輸送・整備・自動車部品輸送（CKD事業）などの事業拡大に努めております。

(5) 主要な事業内容（2020年6月30日現在）

①自動車関連事業

主に新車および中古車の輸送、バイクの輸送、納車前整備や一般車検整備、リースアップ車や新車販売会社の下取り車の入札会運営、中古車オークション会場での検査業務を主とする構内作業およびそれらに付随する事業であります。

当社が手がけるほか、子会社である株式会社ゼロ・プラス関東、株式会社ゼロ・プラス九州、株式会社ゼロ・プラス西日本、株式会社ゼロ・プラス中部、株式会社ゼロ・プラス東日本、有限会社新和陸送および株式会社ゼロ・プラスBHSが当社からの委託業務のほか、中古車・サービス車輸送などを元請けしております。さらに、株式会社ワールドウィンドウズでは、中古車の輸出を行っております。

②ヒューマンリソース事業

子会社である株式会社ジャパン・リリーフは、車両の運行管理事業やドライバーを中心とした人材派遣事業を行っております。

③一般貨物事業

既存の港湾荷役や倉庫事業に加え、一般消費財等の3PL事業を行っております。

当社が手がけるほか、子会社である荻田港海陸運送株式会社が一般貨物の荷役作業を、株式会社九倉が一般貨物の輸送業務を元請けしております。

また、当連結会計年度より本格稼動したCKD事業は、当社がASEAN向け自動車生産用部品の梱包・輸出を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（2020年6月30日現在）

① 当社

- ・ 本社（川崎市幸区）
- ・ 営業所（北海道ほか全国33箇所）
- ・ 整備センター（栃木県ほか全国12箇所）
- ・ カーセレクション会場（北海道ほか全国11箇所）

② 重要な子会社

会社名	主要な営業所および工場
株式会社ゼロ・プラス関東	本社（川崎市幸区） カスタマーサービスセンター17箇所（栃木県河内郡上三川町ほか）
株式会社ゼロ・プラス九州	本社（福岡市東区） カスタマーサービスセンター4箇所（福岡県京都郡苅田町ほか）
株式会社ゼロ・プラス西日本	本社（神戸市中央区） カスタマーサービスセンター7箇所（京都府京田辺市ほか）
株式会社ゼロ・プラス中部	本社（名古屋市港区） カスタマーサービスセンター5箇所（静岡県藤枝市ほか）
株式会社ゼロ・プラス東日本	本社（宮城県多賀城市） カスタマーサービスセンター4箇所（北海道苫小牧市ほか）
苅田港海陸運送株式会社	本社（福岡県京都郡苅田町）
株式会社九倉	本社（北九州市門司区） 営業所10箇所（北九州市門司区ほか）
株式会社ジャパン・リリーフ	本社（東京都港区） 支店22箇所（札幌市白石区ほか）
株式会社ワールドウィンドウズ	本社（大阪市浪速区）
有限会社新和陸送	本社（和歌山県和歌山市）
株式会社ゼロ・プラスBHS	本社（大阪府東大阪市） 営業所2箇所（大阪府東大阪市、さいたま市岩槻区）

(7) 使用人の状況（2020年6月30日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
自動車関連	1,843名 (1,313名)	17名減 (76名減)
ヒューマンリソース	421名 (4,332名)	27名増 (141名増)
一般貨物	169名 (81名)	7名減 (2名増)
全社（共通）	42名 (4名)	2名減 (1名増)
合 計	2,475名 (5,730名)	1名増 (68名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
487名 (169名)	7名減 (4名減)	44.6歳	12.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

2020年6月30日現在、当社の親会社はタンチョンインターナショナルリミテッドであります。同社は、同社子会社（ゼニスロジスティックスリミテッドおよびゼニスロジスティックスピーティーイーリミテッド）を通じて当社議決権の過半数（52.1%）を間接的に保有しております。

当社は親会社と連携してASEANを中心としたアジア諸国での事業を推進しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ゼロ・プラス関東	15百万円	100.0%	自動車関連事業
株式会社ゼロ・プラス九州	10百万円	100.0%	自動車関連事業
株式会社ゼロ・プラス西日本	10百万円	100.0%	自動車関連事業
株式会社ゼロ・プラス中部	10百万円	100.0%	自動車関連事業
株式会社ゼロ・プラス東日本	9百万円	100.0%	自動車関連事業
苅田港海陸運送株式会社	39百万円	100.0%	一般貨物事業
株式会社九倉	60百万円	100.0%	一般貨物事業
株式会社ジャパン・リリーフ	83百万円	100.0%	ヒューマンリソース事業
株式会社ワールドウィンドウズ	10百万円	100.0%	自動車関連事業
有限会社新和陸送	18百万円	100.0%	自動車関連事業
株式会社ゼロ・プラスBHS	10百万円	100.0%	自動車関連事業

(9) 主要な借入先の状況（2020年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	916百万円
株式会社三井住友銀行	832百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項（2020年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式の総数（自己株式を含む） 17,560,242株
 (3) 株主数（自己株式を含む） 1,830名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ゼニス ロジスティックス リミテッド	8,208	48.6
SBSホールディングス株式会社	3,577	21.2
東京海上日動火災保険株式会社	638	3.7
ゼニス ロジスティックス ピーティーイー リミテッド	586	3.4
株式会社フジトランスコーポレーション	363	2.1
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	316	1.8
栗林運輸株式会社	255	1.5
株式会社商船三井	238	1.4
株式会社カイソー	218	1.2
株式会社オークネット	180	1.0

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式を702,769株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust））の導入に際して設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式316,100株を含んでおりません。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、JTCホールディングス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

3. 持株比率は、自己株式を控除のうえ算出し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において職務執行の対価として交付された当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2020年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	北村竹朗	一般社団法人日本陸送協会会長
代表取締役副社長	柴崎康男	安全・品質本部長 OEMサービス本部長
取締役	吉田衛	整備事業本部長
取締役	小倉信祐	営業本部長
取締役	高橋俊博	グループ戦略本部長
取締役	タン・エンスン	タンチョンインターナショナルリミテッド会長 ゼニスロジスティックスピーティーイーリミテッド代表取締役
取締役	グレン・タン	タンチョンインターナショナルリミテッド副会長兼マネージングディレクター
取締役	鎌田正彦	SBSホールディングス株式会社代表取締役社長
取締役	上村俊之	クリフィックス税理士法人社員 公認会計士、税理士 株式会社MS&Consulting社外取締役
取締役	和田芳幸	和田会計事務所代表 公認会計士 株式会社フォーバルテレコム社外取締役 株式会社キャリアデザインセンター社外取締役 株式会社LIXILビバ社外取締役
常勤監査役	塩谷知之	
監査役	鈴木良和	シティユーワ法律事務所パートナー 弁護士 株式会社TATERU社外取締役
監査役	加藤嘉一	グロブナーアジアパシフィックリミテッド社外取締役 株式会社構造計画研究所社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち鎌田正彦氏、上村俊之氏および和田芳幸氏は、社外取締役であります。
2. 取締役のうちタン・エンスン氏およびグレン・タン氏は、非業務執行取締役であります。
3. 監査役のうち鈴木良和氏および加藤嘉一氏は、社外監査役であります。
4. 監査役加藤嘉一氏は、長年にわたる日系および外資系金融機関の勤務を通じて、財務・会計の知見を有しております。
5. 当社は、取締役上村俊之氏および取締役和田芳幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
- ・北村竹朗氏は、2019年7月4日付で一般社団法人日本陸送協会会長に就任いたしました（代表取締役社長兼務）。
 - ・監査役加藤嘉一氏は、2019年8月9日付でUBS銀行東京支店ウェルス・マネジメント本部ウェルス・マネジメント副会長 マネージングダイレクターを退任いたしました。
 - ・監査役加藤嘉一氏は、2019年9月11日付で株式会社構造計画研究所社外取締役役に就任いたしました。
 - ・取締役塩谷知之氏、取締役木内哲也氏および常勤監査役平野俊明氏は、2019年9月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - ・塩谷知之氏は、2019年9月26日開催の第73回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。また、同氏は同日開催の監査役会において、常勤監査役に選定され、就任いたしました。
 - ・監査役鈴木良和氏は、2020年3月17日付で株式会社TATERU社外取締役に就任いたしました。
 - ・取締役鎌田正彦氏は、2020年4月30日付でギグワークス株式会社社外取締役を退任いたしました。
7. 当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令が定める額のいずれが高い額としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人員	報酬等の額
取締役（うち社外取締役分）	10名（3名）	245百万円（20百万円）
監査役（うち社外監査役分）	4名（2名）	34百万円（14百万円）
合 計（うち社外役員分）	14名（5名）	279百万円（34百万円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給人員には、2019年9月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。また、上記の支給人員は、無報酬の取締役2名を除いております。
3. 監査役の支給人員には、2019年9月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 2007年9月25日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
5. 2007年9月25日開催の第61回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額120百万円以内と決議いただいております。
6. 取締役（当社の親会社の業務執行者を兼務している者および社外取締役を除く）および監査役（社外監査役を除く）の報酬等の総額には、株式報酬として、当事業年度末における役員株式給付規程に基づき株式給付引当金の繰入額38百万円が含まれております。当該株式報酬につきましては、上記の取締役および監査役の年間報酬限度額とは別枠で決議いただいております。
7. 当社は、2015年9月29日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしました。この決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役および監査役に対して支払った退職慰労金は以下のとおりであります。
- ・監査役1名につき24百万円
- なお、上表の取締役および監査役の報酬等の総額には、当該金額は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等の関係

- ・取締役鎌田正彦氏は、SBSホールディングス株式会社代表取締役社長に就任しており、当事業年度末時点で同社は当社の株式を持株比率で21.2%保有しております。また、同氏はギグワークス株式会社社外取締役（2020年4月30日付退任）でありましたが、当社と同社との間には特別の関係はございません。
- ・取締役上村俊之氏は、クリフィックス税理士法人社員であります。また、同氏は株式会社MS&Consulting社外取締役に就任しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はございません。
- ・取締役和田芳幸氏は、和田会計事務所代表であります。また、同氏は株式会社フォーバルテレコム社外取締役、株式会社キャリアデザインセンター社外取締役および株式会社LIXILビバ社外取締役に就任しておりますが、当社と各社との間には特別の関係はございません。
- ・監査役鈴木良和氏は、シティユーワ法律事務所パートナーであります。また、同氏は株式会社TATERU社外取締役に就任しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はございません。
- ・監査役加藤嘉一氏は、UBS銀行東京支店ウェルス・マネジメント本部ウェルス・マネジメント副会長 マネージングダイレクター（2019年8月9日付退任）でありましたが、当社と同行との間には特別の関係はございません。また、同氏はグローブナーアジアパシフィックリミテッド社外取締役および株式会社構造計画研究所社外取締役に就任しておりますが、当社と各社との間には特別の関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

- ・取締役鎌田正彦氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち12回に出席いたしました。取締役上村俊之氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。取締役和田芳幸氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。いずれの取締役も、各氏の有する豊富な経験と幅広い見識および専門性の見地から、必要な発言を適宜行いました。
- ・監査役鈴木良和氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。監査役加藤嘉一氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。いずれの監査役も取締役会および監査役会において、各氏の有する豊富な経験と幅広い見識および専門性の見地から、必要な発言を適宜行いました。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、親会社の会計監査人からの指示書に基づく業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。また、そのほか独立性および専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行するうえで支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①当社及び当社子会社（以下「グループ」という。）の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの徹底のために、コンプライアンス行動規範を制定する。
- ・当社グループのコンプライアンスを含むリスク・マネジメントに係る最高審議機関として当社代表取締役社長を委員長とし、当社業務執行取締役に構成されるリスク管理委員会を設置し、当社グループが関係する法令全般の遵守を含み、これに限らない広範囲な企業リスクに対し、グループとして取り組んでいく。
- ・リスク管理委員会の傘下に、コンプライアンス専門委員会として事業関連法規委員会、一般関連法規委員会及び企業活動規範委員会を設置する。各委員会は法令及び企業活動規範に係る部署の担当管理職を中心メンバーとして構成し、該当する部署と法令及び企業活動規範を管理する。
- ・監査部は、各コンプライアンス専門委員会との連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に経営会議、取締役会及び監査役に報告されるものとする。
- ・組織的または個人的な法令違反行為等に関する当社グループの従業員等からの相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として内部通報者保護規程を定めた上、内部通報制度を設置する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・社内の重要情報の漏洩及び社外の重要情報の不正持込を防止し、もって社業の発展に資することを目的として情報管理規程を定める。
- ・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的記録媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・全ての企業リスクについては、リスク管理委員会の設置を含めたリスク管理体制を構築し対応する。

- ・災害、品質、システム、情報セキュリティ、日常事務及び車両運行管理等への対応を含む日常的リスクの監視並びに個別対応については、業務分掌に基づき当社グループの各部門が、規程・マニュアルの制定、研修の実施等を含め、担当する。また、かかる日常的リスクの状況について、定期的にリスク管理委員会に報告するものとする。
- ・リスク管理委員会傘下の各コンプライアンス専門委員会及び危機対応組織は当社グループの各部門による上記活動をサポートするとともに、企業活動に重大な影響を与える組織横断的なリスク及び突発的なリスクの監視並びに全社的な対応を担当する。また、かかるリスクが発生した場合には、直ちにリスク管理委員会に報告するものとする。
- ・監査部は当社グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議に報告する。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役、執行役員等によって構成される経営会議を設置し、当社グループの基本戦略、事業計画、諸施策並びにグループ経営に重大な影響を与える個別案件を協議審議する。
- ・当社グループ全体が共有する目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を業務執行取締役が定め、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤当社並びに親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、親会社からの経営の独立を保ちつつ、親会社の企業集団の中で当社の役割を最大限に発揮できるように、親会社との間で定期的に会議体を設け、情報の共有化を図る。
- ・当社グループにおける内部統制の構築を目指し、経営企画部を当社子会社のグループ各社全体の内部統制に関する担当部署と位置づけるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ・当社取締役、部署長及びグループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ・内部監査は、当社グループにおける経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく情報の提供並びに改善・合理化への助言・提案等を通じて、当社グループの財産の保全並びに経営効率の向上を図り、もって社業の発展に寄与することを目的とする。

⑥当社子会社の取締役・使用人等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は当社子会社に対し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査部等の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。

⑧監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役職務を補助すべき使用人は、当該業務を実施する際には、取締役、所属部長の指揮命令を受けないものとし、優先して監査役の指揮命令を受けるものとする。なお、当該使用人の人事考課は独立して行うものとする。

⑨当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ・監査役は、次に掲げる社内の重要会議に出席し、経営情報ほか各種情報の報告を受ける。
 - 1) 取締役会
 - 2) 執行役員会
 - 3) 安全・品質会議

⑩当社子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ・当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

⑪当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社監査役に対して報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の方針に関する事項

- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。

⑬その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、公正・客観的視点で実態を正確に把握し、不祥事等各種リスク発生未然防止・危機対応体制充実に向けコンプライアンスの徹底を図り、当社グループの健全な経営、発展と社会的信頼の向上に留意して、もって株主の負託と社会の要請にこたえるため、監査役監査基準を定める。
- ・代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

⑭財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ・当社及びグループ各社は金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑮反社会的勢力排除に向けた基本方針とその体制

- ・当社及びグループ各社は市民社会の秩序や安全並びに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらとかかわりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。
- ・反社会的勢力に対しては、総務部を社内窓口部署とし、情報の一元管理、警察、関係行政機関等との緊密な連携などに努め、毅然とした態度で臨み、組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①コンプライアンス

- ・コンプライアンス意識の向上を図るため、当社幹部社員、新任管理職および子会社幹部社員を対象として、コンプライアンスに係る社内研修を実施いたしました。
- ・コンプライアンス教育の一環として、一般社員層向けにコンプライアンス意識の向上を図るための改善活動を継続的に実施いたしました。
- ・内部通報制度を実効性のあるものとするために、社外の独立した機関の内部通報窓口を活用し、運用いたしました。
- ・改正労働政策総合推進法（通称「パワハラ防止法」）の施行に伴い、企業に求められるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を適切に講じました。

②リスクマネジメント

- ・リスク管理委員会傘下の危機対応組織による組織横断的なリスクおよび突発的なリスクへの対応や啓蒙活動を定期的に実施いたしました。
- ・情報セキュリティ対策の一環として、情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ教育に加え、不審メール訓練等を実施することで情報セキュリティに関する意識の向上を図りました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当社役員を主要メンバーとする対策会議を高い頻度で開催し、予防対策、緊急時の対応、在宅勤務等について協議し、決定した指示内容を当社グループ内に周知徹底いたしました。

③財務報告に係る内部統制

- ・財務報告の適正性と信頼性を確保するため、当事業年度の内部統制評価計画に基づき、内部統制評価を実施いたしました。

④内部監査

- ・当事業年度の内部監査計画に基づき、社長直轄部門である監査部が当社および連結子会社を対象に内部監査を実施したのに加え、監査役と監査部が連携して当社グループの重要拠点を対象に特別業務監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第74期 2020年6月30日現在
資産	
流動資産	18,187
現金及び現金同等物	4,779
営業債権及びその他の債権	12,607
棚卸資産	511
その他の金融資産	10
その他の流動資産	279
非流動資産	26,327
有形固定資産	17,146
のれん及び無形資産	2,626
投資不動産	3,275
持分法で会計処理されている投資	984
その他の金融資産	1,487
その他の非流動資産	350
繰延税金資産	456
資産合計	44,514

科目	第74期 2020年6月30日現在
負債	
流動負債	14,572
営業債務及びその他の債務	5,875
借入金	2,028
その他の金融負債	2,847
未払法人所得税等	931
その他の流動負債	2,889
非流動負債	5,048
借入金	55
その他の金融負債	3,148
退職給付に係る負債	1,216
その他の非流動負債	276
繰延税金負債	351
負債合計	19,620
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	24,864
資本金	3,390
資本剰余金	3,394
自己株式	△681
その他の資本の構成要素	70
利益剰余金	18,690
非支配持分	29
資本合計	24,894
負債及び資本合計	44,514

連結純損益計算書

(単位：百万円)

科目	第74期 2019年7月1日から 2020年6月30日まで
売上収益	89,501
売上原価	△77,100
売上総利益	12,401
販売費及び一般管理費	△9,106
その他の収益	475
その他の費用	△95
営業利益	3,675
金融収益	17
金融費用	△69
持分法による投資損益	56
税引前利益	3,679
法人所得税費用	△1,292
当期利益	2,387
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,374
非支配持分	12
当期利益	2,387

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第74期 2020年6月30日現在
資産の部	
流動資産	12,665
現金及び預金	1,690
受取手形	55
売掛金	5,048
商品	1
貯蔵品	60
前払費用	359
未収入金	1,039
預け金	5,881
リース投資資産	1,047
その他	18
貸倒引当金	△2,537
固定資産	21,007
有形固定資産	9,748
建物	2,136
構築物	325
機械装置	108
車両運搬具	212
工具、器具及び備品	97
土地	6,725
リース資産	2
建設仮勘定	138
無形固定資産	650
ソフトウェア	478
のれん	45
リース資産	1
その他	124
投資その他の資産	10,609
投資有価証券	486
関係会社株式	4,926
従業員長期貸付金	30
長期前払費用	30
繰延税金資産	326
リース投資資産	4,205
敷金及び保証金	416
その他	187
資産合計	33,673

科目	第74期 2020年6月30日現在
負債の部	
流動負債	8,964
買掛金	3,543
リース債務	533
未払金	742
未払費用	548
未払法人税等	414
未払消費税等	162
預り金	2,701
賞与引当金	241
その他	78
固定負債	3,790
リース債務	957
再評価に係る繰延税金負債	946
退職給付引当金	1,329
株式給付引当金	284
長期未払金	103
資産除去債務	90
その他	77
負債合計	12,755
純資産の部	
株主資本	21,257
資本金	3,390
資本剰余金	3,497
資本準備金	3,204
その他資本剰余金	292
利益剰余金	15,309
利益準備金	179
その他利益剰余金	15,130
事故損失準備金	123
固定資産圧縮積立金	579
別途積立金	3,267
繰越利益剰余金	11,160
自己株式	△940
評価・換算差額等	△339
その他有価証券評価差額金	215
土地再評価差額金	△555
純資産合計	20,917
負債・純資産合計	33,673

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第74期 2019年7月1日から 2020年6月30日まで	
売上高		55,513
売上原価		48,405
売上総利益		7,108
販売費及び一般管理費		5,585
営業利益		1,522
営業外収益		
受取利息及び配当金	162	
その他の営業外収益	346	508
営業外費用		
支払利息	30	
貸倒引当金繰入額	482	
その他の営業外費用	5	518
経常利益		1,513
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産除却損	14	
投資有価証券評価損	23	
関係会社株式評価損	8	
その他特別損失	2	59
税引前当期純利益		1,454
法人税、住民税及び事業税	629	
法人税等調整額	△56	572
当期純利益		881

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月27日

株式会社ゼロ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山根 洋人 ㊞
公認会計士 植田 健嗣 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼロの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ゼロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表のI.6(2)「会計上の見積りの変更」に関する注記に記載されているとおり、会社及び連結子会社は当連結会計年度より、営業用車両の耐用年数を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月27日

株式会社ゼロ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山根 洋人 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 植田 健嗣 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼロの2019年7月1日から2020年6月30日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表のⅡ.「会計上の見積りの変更」に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より、営業用車両の耐用年数を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、2019年度監査計画に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会、執行役員会、安全・品質会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、内部監査部門との間で事前に監査計画に関する協議を行うとともに、行った監査結果について定期的及び随時の報告を受け、監査指摘事項については、3ヶ月以内に被監査部署からの改善報告に基づき、フォロー監査を実施して改善実施状況を確認していることの報告を受けました。

また、子会社については、四半期毎に行われる各子会社の取締役会に出席し、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、詳細な事業内容及び財産の状況について報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の整備、評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び有限責任 監査法人より受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月27日

株式会社ゼロ 監査役会

常勤監査役 塩谷知之 ㊞

監査役
(社外監査役) 鈴木良和 ㊞

監査役
(社外監査役) 加藤嘉一 ㊞

注) 監査役 鈴木良和、加藤嘉一の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

ソリッドスクエア 地下1階 ソリッドスクエアホール

川崎市幸区堀川町580番地

交通

J R 東海道本線・京浜東北線・南武線

J R 川崎駅下車 北口西より徒歩8分

京浜急行

京急川崎駅下車 西口より徒歩5分



お願い：当会場には専用駐車場・駐輪場の用意がございませんので、公共の交通機関等のご利用をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り事前の議決権行使にご協力いただき、当日の来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。